



2024年5月17日

各 位

会 社 名 M i p o x 株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 渡邊 淳  
(コード 5381 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取締役 仁平 洋亮  
(TEL. 03-6911-2300 (代表))

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月28日開催の第87期定時株主総会にてご承認をいただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は、本制度の改定に関する議案を、2024年6月25日開催予定の第94期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

### 記

#### 1. 本制度を導入する理由

対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社のさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

#### 2. 本制度の改定の概要

##### (1) 対象取締役に対する金銭報酬債権の支給及び現物出資

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月21日開催の第75期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認をいただいております。また、本制度に関して、2017年6月28日開催の第87期定時株主総会において、本制度にかかる当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円以内とご承認をいただいております。但し、当該報酬額は、原則として、3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を一括して支給する予定であるため、実質的には1事業年度20百万円以内の支給に相当いたします。

本改定は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内とします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会にて決定いたします。

##### (2) 対象取締役に発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式とし、発行又は処分される普通株式の総数は年100,000株以内とします。但し、当社が普通株式について、本株主総会における決議の日以降を効力発生日とする株式分割、株式併合等、1株当たりの株式価値に影響を及ぼし得る行為をする場合、分割比率・併合比率等を勘案の上、本

制度に基づき発行又は処分される普通株式の総数を合理的に調整するものいたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲で、取締役会において決定いたします。

(4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものいたします。

- ① 対象取締役は、一定期間、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等。

3. 本制度の改定の条件

今般の改定は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式として発行又は処分される普通株式の払込金額相当額の金銭報酬債権を支給するため、かかる金銭報酬債権の支給に必要な議案を、本株主総会に付議するものとし、当該普通株式の発行又は処分は、本株主総会において同議案につき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

以 上